

畜産と耕種の連携強化によるたい肥の流通・利用の促進

農林水産省畜産局長
樋口久俊



我が国農業の現状をみると、畜産においては飼養規模の拡大に伴い発生する家畜排せつ物の適切な管理とたい肥の利用促進が求められる一方、耕種農家においてはたい肥利用の減少等による農地の地力の減退が問題となっており、畜産と耕種の連携による良質なたい肥の生産と利用の促進が重要な課題となっている。

こうした状況に鑑み、昨年7月、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」、「肥料取締法の一部を改正する法律」のいわゆる「環境三法」が成立した。これら三法は「食料・農業・農村基本法」における基本的方向のひとつである「農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進」を図るための施策を具体的に推進するものである。

環境三法の成立により、資源循環型畜産の確立に向けた制度的な枠組みができたわけであるが、今後一層、家畜排せつ物をたい肥として土づくりに積極的に活用するとともに、環境と調和した持続性の高い農業を推進するためには、出し手である畜産農家と受け手である耕種農家の連携を図り、その円滑な流通・利用を促進することが重要である。

たい肥の利用を促進するに当たっては、全国に2,500カ所以上存在するたい肥センターの役割が重要である。しかしその状況を見ると、たい肥の成分分析がなされていない、耕種農家のニーズに合った品質のたい肥の生産がなされていないなど改善すべき点も多い。また、個々のたい肥センターが組織化されておらず、その運営状況、たい肥の利用拡大対策等に関する相互の情報交換等が不十分であるという現状もあり、このことがたい肥センターの活動の停滞やたい肥の流通利用が円滑に進まない要因の一つとなっていると考えられる。さらに、耕種農家におけるたい肥散布労力の不足等もたい肥利用が進まない要因となっていると思われる。

こうした中にあっても、畜産と耕種の連携強化を図るため、行政と関係団体が一体となって協議会を構成し、たい肥の需給調整を行うなど、たい肥の生産流通の促進に取り組んでいる熊本県等での事例を始め、家畜排せつ物と家庭の生ゴミとを一体的に処理・利用し、地域の耕種農家や一般家庭に還元したり、たい肥投入効果の実証、たい肥の品質の確保に努めるなど、地域ぐるみで特色ある家畜排せつ物処理・利用に取り組む事例も出てきている。国としても、こうした取り組みを支援するため、たい肥センターにおけるたい肥の成分分析、耕種農家に対するたい肥の散布に係る助成等のほか、たい肥需給マップの作成、たい肥投入効果の実証展示等により、たい肥の広域流通を促進する対策を講じているところである。

今後とも、畜産と耕種の連携によるたい肥利用を促進するとともに資源循環型社会の構築のため、畜産を営む方々はもとより、農業関係団体や地方自治体等関係者が一体となり、地域の実情を踏まえた取り組みが図られていくことを期待したい。